

新しい民主主義の実現

1. はじめに

- 危機の時代へ突入＝このままでは日本は危ない（諸悪の根源となった今の政治）
（「1930年代現象」＝アパシー・アノミー・フェイク・カオスなど大衆社会現象の極限化と不安）
- 戦後自民党政治（経済成長利益の分配政権）の転落・失われた30年と日本破壊
- 1990年代初頭の似非政治改革（小選挙区制度と政党制）の失敗と市場原理主義アホダラ教政策（旧態依然の政治温存＋「1%が99%を支配・収奪するためのご都合主義」）
- 従来型市民運動・社会運動を転換へ（新しい市民政治勢力の形成）
「政治的カマトト主義」「選挙の時だけお祭り騒ぎ」「選挙で燃え尽き症候群」（目的と手段の転倒）
「ワンイシュー型」プラス「社会的共通基盤としての政治体制」構築へ
「観客民主主義による合従連衡論」「お任せ民主主義」から「参加民主主義」へ
「トップダウンの統制団結型運動」から「ボトムアップ型の多様性討議民主主義」へ
- 政界再編は必至の情勢（大政翼賛型政界再編に代わる市民政権勢力の構築へ）
- 長期化した安倍政権による「マイナス状態」からの出発

2. 日本国憲法の3つの理念の実現

国民主権、基本的人権の尊重、徹底平和主義＋三権分立、政教分離、租税民主主義、地方分権自治
国民主権の具体化の徹底と新民主主義（直接民主主義的手法の導入と国民参加の制度保障）

3. アベ政権の負の遺産を清算・一掃

（1）アベ（違憲）立法の一括廃棄法

戦争法制、ジブチ基地、特定秘密保護法、共謀罪法、盗聴法（改悪刑訴法）、カジノ、入管法（在日外国人法制）・外国人研修制度、種子法廃止・種苗法・農業競争力強化支援法、漁業法（水産特区他）、農地法・農業委員会法、労働法（残業時間、残業不払他）、国家戦略特区法・スーパーシティ法、水道法・PFI法、TPP・日欧EPA、日米FTA、改悪著作権法、マイナンバー制度他

（2）アベ悪法・政策の抜本的見直し

日米地位協定、日米合同委員会、自衛隊海外派兵禁止、武器輸出3原則復活、防衛省・防衛装備庁、公職選挙法・選挙制度、情報公開法・公文書管理法、労働法制、ゲノム編集規制、リニア新幹線建設（環境アセスやり直し他）、道路行政・外環道、教育基本法・関連法、宇宙基本法、日の丸・君が代・元号強制、原子力規制委員会・規制庁、放射線汚染防止法、日米原子力協定・原発輸出、原発・核燃料サイクル・核融合、福島第一原発対策、都市計画法・建築基準法・都市再開発法、河川法・ダム建設、新型コロナ対策・公衆衛生・医療政策、個人情報保護制度、公益通報者保護制度他

（3）安倍晋三およびアベ政権閣僚の法令違反・刑事責任追及（真相究明）

「森友学園問題」、「加計学園問題」、「桜を見る会」、「河井夫婦選挙違反事件」、その他
あまりにひどい甘利、菅原一秀、カジノ疑獄（秋元司だけではない）他

4. 新しい民主主義の具体的目標

- （1）国民主権の具体的行使制度（国民参加制度）：「選挙の時だけ有権者」とお任せ民主主義の解消
- （2）国会改革は選挙法・選挙制度改革及び政治資金規制改革から着手
- （3）開かれた民生的で公正な行政の実現＝霞が関官僚組織の抜本改革
- （4）「公益通報者保護制度」とオンブズマン制度
- （5）第二次司法民主化と検察の抜本改革

- (6) 情報公開制度と公文書管理制度の抜本的改善
 - (7) 経済民主主義と税制の抜本改革（公正取引委員会、協同組合奨励、公正な税制と消費税廃止、地方分権自治改革、消費者主権と消費者行政、会社法改正とステイクホルダー資本主義他）
 - (8) 市民運動・社会運動の新たな展開と政治活動
 - (9) 公教育の重要性（制度・しくみ、権利意識、批判力、社会性と参加民主主義、歴史知識、大学自治や運営の民主化と教育研究予算の拡充、政府統制型軍事研究開発の排除他）
 - (10) 公共サービスの拡充と地方分権自治改革
- まとめ：日本国憲法体制の継承発展こそが日本の未来を切り開く

5. 新しい民主主義のための具体策

- (1) 常設国民投票・住民投票制度、有権者提案制度、リコール制度拡充、第二次地方分権自治改革（権限と財源の大幅移譲、国庫補助金の原則廃止、対等関係＝国地方係争処理委員会、地域福祉協議会・地域振興会他）
- (2) 公職選挙法改正：選挙運動自由化、供託金廃止 OR 減額、衆院：完全比例代表、参院：政党制廃止・大選挙区、政治資金規正法抜本改正・企業団体献金の禁止、あっせん利得処罰法厳格化他
- (3) 審議会非御用化、記者クラブ廃止（TV・新聞などのマスコミをどうするか）、外部人材、省庁横断人事、天下り厳禁、オンブズマン制度、日本学術会議改革（まず政府権力からの独立確保）
- (4) 司法改革＝裁判所・裁判官・裁判員＋検察・法務省（別途ご説明します）
- (5) 原則公開・30年で全部公開の原則徹底、情報公開・個人情報保護審査会権限強化、司法インカメラ調査、公文書管理法違反に厳罰法制化、公文書館体制強化、ナショナルミニマム化
- (6) 会社法改正（株主資本主義からステイクホルダー資本主義へ：Corporate Social Responsibility CSR）、独禁法強化（不公正取引・優越的地位濫用の取締強化他）、商品表示適正化、消費者主権法・消費者行政充実、食の安全と輸入検疫体制強化、総合課税・累進強化、法人税増税（課税ベース拡大・租特廃止や税率アップ）、タックスヘイブン退治、非居住者課税適正化、消費税廃止⇒奢侈品物品税、労働組合再生、協同組合奨励、ワーカーズコープ、PL法強化・企業被害保険制度、国際経済協定見直、個人情報保護（主権）他
- (7) 財政民主主義のための「2つの三位一体」検証制度と複式簿記財政記帳導入（一般会計・特別会計・財投、予算・決算・会計検査）＝会計検査院の拡充と財政オンブズマン制度 ⇒「シロアリ」駆除他
- (8) 登録NPO・NGO（参加）、行政省庁との定期的ミーティングの法制化、行政執行とのコワーク、最大公約数としての政治活動（日本国憲法体制の維持発展）
- (9) その他：国民投票法改正（CM規制他）、言論表現活動妨害防止法、NHK改革、公益通報者保護制度抜本改善、広場・公園・集会場の大幅拡充、警察官人員数と権限の縮小（公務執行妨害など）

6. 現状における市民運動・社会運動の問題点

- (1) 政治的カマトト主義
 - (2) タコツボ型市民運動・社会運動（仲良しクラブ＝昔風で言えばセクト）
 - (3) 「沈黙は金」＝熟議民主主義の未熟（「ササラ文化とタコツボ文化」故丸山真男）
 - (4) スターリンのミニブタ＝オレサマ自称活動家（ヘゲモニーと統制）
 - (5) 選挙の時だけお祭り騒ぎ、選挙で燃え尽き症候群、選挙が終わればお任せ民主主義
 - (6) ナショナルセンター不在
 - (7) 政治行政「参加」型市民団体が少ない
 - (8) 財政問題
 - (9) 福島第一原発事故以降10年間の脱原発・脱被ばく運動の問題点
- （脱原発・エネ政策の抜本転換を言えない・言わない論者はニセモノ：寺島実郎、岩井克人他）

以上